

ドローンによる農薬散布時の手続き要件の明確化

(平成27年11月27日付け27消安第4481号 農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知^注)

注: 当該通知は、平成29年12月25日付け29消安第4974号 消費・安全局農産安全管理課長通知の発出により、更に無人ヘリコプター(ドローン等)を追加する登録申請自体が不要となったため廃止済み

特例措置前

- 農薬は、使用方法を定めて登録しており、その使用方法の範囲内でのみ使用可能。
- 登録には、申請する使用方法で使用した場合の作物残留試験等のデータ提出が必要。効果があり、安全と判断できる場合のみ使用方法を定めて登録。
- 「無人ヘリコプター*による散布」と地上散布は使用方法が異なるため、地上散布で登録がある農薬であっても、無人ヘリコプターを用いて散布を行うためには変更の登録が必要。
- ただし、地上散布と同じ濃度等での無人ヘリコプターによる散布の登録申請を行う際には、新たなデータ提出は不要。
- しかしながら当該運用については、十分に認識されていない状況であった。

*ドローン等無人航空機での散布は、農薬登録上「無人ヘリコプターによる散布」となる。

(規制の根拠)

平成12年11月24日付け12農産第8147号 農林水産省農産園芸局長通知

ニーズ

- データ要求軽減の制度やその運用については、十分に認知されておらず、改めて周知を図る必要があった。

特例措置

- 使用方法を「散布」としている登録農薬について、濃度等を変えずに、その使用方法に「無人ヘリコプターによる散布」を追加する登録申請を行う場合においては、新たな試験成績の提出は要しない旨を改めて農薬製造者等宛てに通知し、明確化^注。

注: 平成29年12月25日付け29消安第4974号 消費・安全局農産安全管理課長通知の発出により、使用方法を「散布」としている場合には、無人航空機(ドローン等)についても利用できることを明確化したことから、登録申請自体も不要となった。

効果

- 地上散布が使用方法として定められている農薬について、濃度を変えない等一定条件を満たせば、新たなデータを提出することなく無人ヘリコプター(ドローン等)による散布を使用 방법에追加することができる旨の理解が促進。